

令和8年第1回 白井市議会定例会

(開会 令和8年2月13日)

陳情受理報告書

陳情第3号	令和8年1月28日受理	
件名	北環状線の早期開通に対する陳情書	
陳情者	住所	白井市清戸272
	氏名	株式会社 陸建設 代表取締役 寺床 博好
〔陳情事項〕 末尾記載の不動産（以下「本件不動産」という。）上及びその地中にある廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律「以下法という」。第2条1項にいう廃棄物で、以下、「本件廃棄物」といいます。）につき、法19条の8第1項に定める「支障の除去等の措置」を講じられるよう、陳情すると共に、本件が人の健康被害に関する重大な問題である事を周知した上で県道北環状線の早期開通に向けて、国及び千葉県や関係機関、に対し働きかけて頂けるよう深く要望します。		
〔陳情要旨〕 1 本件不動産は、いずれも、陳情人が地主から賃借し、使用しているものである。 2 本件不動産及びその近隣の土地上並びにその地中に本件廃棄物が存在することは、明らかである。なお、その廃棄物には、人体に甚大な影響を与えることが明らかな、硫化水素が基準値を大幅に超えて存在している（資料1・13頁）。 【これらのことは、近隣では従前から問題となっており、白井市からも、かねて千葉県に対して撤去等の要望を出しているところであるが（資料2～4）千葉県に於いては、現在に至るまで、何らの対処もしていない。】 なお、本件不動産を含む「県道千葉ニュータウン北環状線」の「道路予定地（県有地及び国有地を除く）及び事業に影響が及ぶ土地に存する地主が行う責任がある廃棄物の処理」は、千葉県企業庁と独立行政法人都市再生機構間で結成された平成19年12月28日付「県道千葉ニュータウン北環状線（清戸地区）の整備に関する変更確認書」（資料6）によれば、千葉県が自らの費用負担《税金》で行う事となっているものである。 3 本件廃棄物が存在するようになった経緯については詳らかではなく、本件は、「法19条の8第1項2号」の「第19条の5第1項の規定により“支障の除去等の措置”を講ずるべきことを命じようとする場合において、過失がなく、当該“支障の除去等の措置”を命ずるべき処分者等を通知することができないとき」という要件を満たすものである。 4 陳情人は、本件不動産上に代表者自宅兼本社事務所を建築し、同事務所では陳情人の5名の役職員が日中常勤していた。また、陳情人は、本件不動産の一部を従業員宿舎、作業場及び資材置き場として利用していたが、現在1名が住		

居している。

すなわち、陳情人の役職員は、1日の多くの時間を本件不動産内において稼働し、また、居住などしているものである。

前記のとおり、本件廃棄物は、人体に甚大な悪影響を及ぼす硫化水素が基準値を大幅に超えて存在しており、これらの物が人の健康に悪影響を与えるものであることは顕著な事実である。

すなわち、本件廃棄物は存在することにより、陳情人の健康が大きく損なわれる事態が生じており、このことは本件不動産の近隣に“居住等する住人”についても同様である。[水道が来ていない為、飲用や調理、生活水として使用している]

よって、本件では、法19条の8第1項の「生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある」との要件が満たされていることも明らかである。

【白井市としては対処する義務がある】

5 陳情人は、従業員の健康に対して安全配慮義務を負うので、このような事態を看過することはできない。また陳情人が法に基づき本件廃棄物を処理等すべき法的義務を負うものではない。

6 陳情人は、県道北環状線が早期に開通することを、強く要望します。

【URによると、地主が介入させた第三者の問題で工事が出来ないとの事】

7 本件土地は、危険な崖（資料8）状態であり、崖下には生活道路があり通行人がいつ被害にあってもおかしくない状態であり、早急に対策する事を白井市担当部署や千葉県担当部署にも訴え続けてきました（資料7）が、未だ何の対策もされておられません、陳情人は早急なる対応を強く求めます。

8 資料9は、これまでの白井市の対応記録です。（公文書）

9 陳情人は以上の理由により、申し入れをする次第である。

なお、本件については、人の健康被害に関する重大な問題であることから、貴議会においては速やかに対応されたく、陳情いたします。

「不動産の表示」

- 1 所在 白井市清戸字角堀米
地番 353番1
地目 山林
地積 320平方メートル
- 2 所在 白井市清戸字角堀米
地番 353番2
地目 山林

地積 1029平方メートル

3 所在 白井市清戸字角堀米
地番 353番3
地目 山林
地積 2438平方メートル

4 所在 白井市清戸字角堀米
地番 354番1
地目 畑
地積 189平方メートル

5 所在 白井市清戸字角堀米
地番 354番3
地目 畑
地積 189平方メートル

6 所在 白井市清戸字角堀米
地番 356番
地目 雑種地
地積 925平方メートル

7 所在 白井市清戸字角堀米
地番 372番1